

# 序 章



## 1 目的

### だれもが住みたくなる福祉のまちづくり

滋賀県では、性別や年齢、能力、体格、障害の有無、国籍などにかかわらず、一人ひとりが尊重され、互いに認め合い、だれもが役割を持ち、その人らしく活躍できる共生社会の実現を目指しています。だれもが自らの意思で自由に行動でき、安全で快適に安心して暮らすことができる「福祉滋賀のまちづくり」を進めるため、平成6年（1994年）10月に「滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例」を制定しました。

この条例は、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」）や「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（「交通バリアフリー法」）をはじめとした関係法令等が整備されてきたことや、だれもが利用しやすいようにするというユニバーサルデザインの考え方などを踏まえて、平成16年（2004年）8月には、名称を「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」（以下「福祉滋賀のまちづくり条例」という）に改正し、安全で容易に利用できる施設の基準を定めるなど、だれもが出かけやすく、使いやすい施設づくりを推進しています。

## 2 だれもが住みたくなるまちづくりに必要な視点

社会にはさまざまな人が生活しています。図序 3.1（P序-15）に示すように高齢者や障害者だけでなく、妊娠している人や子どもを連れている人、ケガをしている人、日本語に慣れていない人など、その状況はさまざまです。

だれもが安心して暮らせるよう、利用者のニーズを把握し、多様な利用者が参加できるよう、ハード・ソフトの両面からまちづくりを進めることが大切です。

### [1] ユニバーサルデザイン

#### イ ユニバーサルデザインの基本的な考え方

だれもが・どこでも・自由に・使いやすく

バリアフリーは、高齢者や障害者などが社会生活をしていく上でバリア（障壁）となるものを除去するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

（ユニバーサルデザイン政策大綱（国土交通省）より）

#### ロ ユニバーサルデザインの7原則

ユニバーサルデザインは、アメリカのノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス氏が提唱した考え方であり、この概念を明確にするため、次の7原則が示されています。

## ■原則 [1] 公平な利用…だれもが公平に利用できること



自動ドア

上の絵はあるスーパーの出入り口の自動ドアです。

自動ドアは、全ての人々が「自動ドアに近づく」という同じ手段で出入りすることができます。

自動ドアを使うときは、車いすを使用している、松葉杖を使用している、目が不自由である、といった身体に不自由がある方でも人を呼んだり、別の出入り口を使用したりすることがないので、特別扱いも、差別もされずに利用することができます。そして、一番大事なことは、全てのユーザーに魅力的であるということです。車いすのユーザーや高齢者、妊婦などだけでなく、スーパーで買った物を持ち、手がふさがっている人にも自動ドアは魅力的です。また、衛生面から見ても色々な人に魅力的であると考えられます。このように、利用者全員が同じ手段を使うことができ、特別扱いをされず、色々なユーザーに魅力的であることが「公平な利用」です。

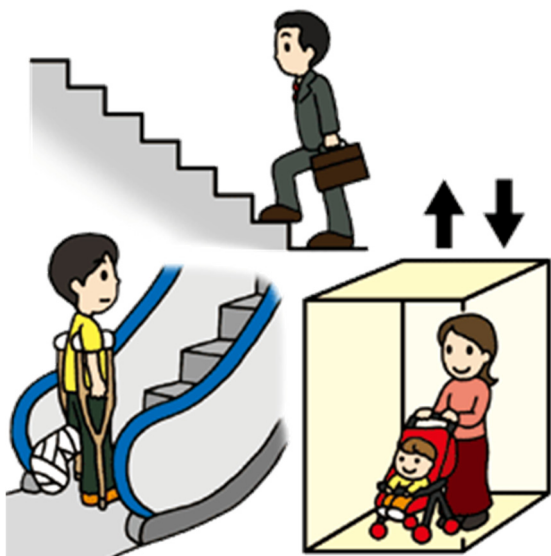
### 【その他の例】

低床バス、低床電車、コードレス掃除機など

### □事例 低床バスへの乗り込み



## ■原則 [2] 利用における柔軟性…使う上で自由度が高いこと



フロアの移動

イラストの例は、フロアを移動するために、階段、エスカレーターとエレベーターという三つの手段が用意されています。

大きな荷物を持った人や、ベビーカーを押す人、車いすを使う人なども利用することができます。また、階段を駆け上がる、エレベーターをゆっくり待つなど、自分のスピードに合う手段を選択できます。

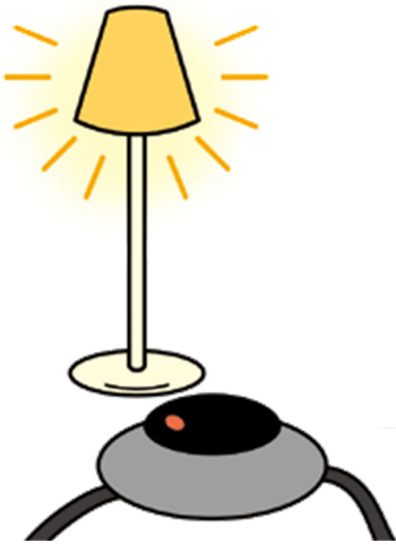
### 【その他の例】

タッチパネルと押ボタンがある現金自動受払機、左右どちらの手でも使えるはさみなど

### □事例 大津京駅のアプローチ（三つの手段が用意されている）



## ■原則 [3] 単純で直感的な利用…使い方が簡単ですぐわかること



押しボタン式スイッチ

上の黒い物体は何でしょう？

何かはわからなくても、「出っ張ったところを押すのかな？」ということは分かった方も多いと思います。

これは足で踏むスイッチです。このスイッチには、不要な複雑さが無く、直感的に押せばいいことが分かります。また、言語能力がなくても押せばよいことが分かります。そして、直感的な「出っ張ったところを押すのかな？」という直感と、「押すと何かおこるだろう」という期待通りに、明かりが点灯したりするというのも大事な指標です。

このように、不要な複雑さはなく、日本語も英語もしゃべれなくても、押してみたら何か起きるだろうという期待や直感と一致してくれることをが「単純で直感的な利用」です。

### 【その他の例】

差し込み方向を示すプリペイドカードの切りこみ、シャンプーとリンスを区別するためのシャンプーボトルの凹凸など

#### □事例 ボトルの凸凹



## ■原則 [4] 認知できる情報…必要な情報がすぐに理解できること



電車についている液晶パネル

電車に乗っている時、車掌さんのアナウンスが聞き取りづらくて次の駅がどこかわからないといった経験はありませんか？

これは、電車の扉の上に設置してある液晶パネルの画像です。駅の名前を漢字、ひらがな、英語で大きくて読みやすく表示をしています。そして、音声など文字以外でも情報を伝達しています。一つの情報を様々な手段で伝達していれば、アナウンスを聞き逃しても、次の駅がどこかわかります。そして、視覚や聴覚に障害がある人にも情報が伝わります。

このように、音声、画像など出来る限り色々な表現で情報を伝えたり、読みやすさを最大限にして情報を伝達したりすることが「認知できる情報」です。

### 【その他の例】

ピクトグラム（絵文字）を用いた表示、音声と視覚情報を併用した駅の列車案内

#### □事例 把握しやすい空間設計

基本設計の段階からユニバーサルデザインを意識した空間設計を行う取り組みをしています。

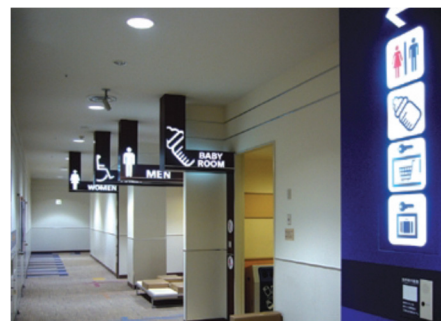
大きな吹き抜けに各テナントが面する形式により、空間構成の把握に役立っています。



### □事例 大きく見やすいサイン

大きくデザインしたサインや、照明計画に配慮した上で、動線上からわかりやすい位置に配置されたサインは、遠くからでも見つけやすく目的地への誘導を行っています。

また、子どもや外国人など日本語に不慣れな方にもわかりやすいピクトサインを用いることで、だれもがわかりやすい案内標識となっています。



## ■原則[5] 失敗に対する寛大さ…うっかりミスや危険につながらないデザインであること



パソコン「元に戻す」の機能

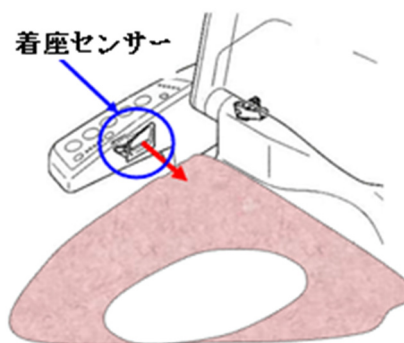
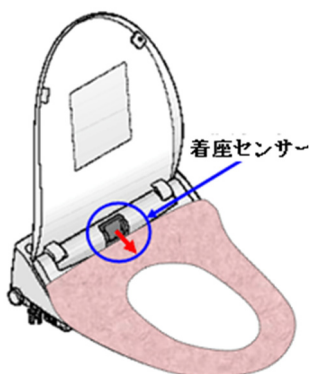
パソコンを使っていて、うっかりデータを消してしまった時「元に戻す」という機能を使うことありませんか？失敗しても、原状回復できる機能です。

このように間違えても元に戻れるようにしたり、そもそも失敗がおきにくいように設計したりすることが「失敗を最小限に」することです。

### 【その他の例】

扉を開けると停止する電子レンジ、便座に腰掛けないと作動しない温水洗浄便座など

### □事例 着座センサー・着座スイッチ



## ■原則 [6] 少ない身体的な努力

…無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること



上の画像は、ICカードで改札を通っているところです。このカードを使うと電車に乗るたびに「駅で切符を購入する」という繰り返しの操作を最小限にすることができます。そして、切符を買うために並ばなくてすむことは、毎回切符を購入するより効率的で快適に利用でき、そして疲れにくいと考えられます。

このように繰り返しの操作を最小限にしたり、疲れにくいようにしたりすることが「少ない身体的努力」です。

### 【その他の例】

レバーハンドル式のドアノブ、商品を取り出しやすい自動販売機、タッチセンサー付の照明器具など

#### □事例 自動販売機





## ■原則 [7] 接近や利用のためのサイズと空間

…アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること



バリアフリートイレ

上の画像は駅や公共施設で見かけるようになった、「バリアフリートイレ」です。

このトイレは、車いすやベビーカー、オストメイトを使用している人など、色々な人が利用できるトイレです。このトイレのように様々な身体的特徴を持った人が近づき、操作するための広さや大きさを整えているのが、「利用しやすい大きさ」と空間」です。

### 【その他の例】

料金投入口の大きな自動販売機、ボタンの大きなリモコン・電話機

### □事例 さまざまな利用者に配慮したトイレ

多様な利用者に配慮しつつ、多機能ブースにすべての設備（A:車いす対応・B:オストメイト対応・C:乳幼児用設備）をまとめ、その他のブースは一般的な広さのブースとするのではなく、「少し広めのブースの設置・複数個所に乳幼児用設備の設置」を計画することで、快適に利用できるよう工夫されています。今後は、多機能便房への利用者の集中を避けるため、施設の用途や利用状況を勘案し、障害者等に必要の個別機能トイレとする事が望ましいです。



## ハ ユニバーサルデザインとバリアフリー

---

バリアフリーとユニバーサルデザインは、提唱されたきっかけや背景は大きく異なりますが、事業や整備がよく似ていますので良く混同されています。バリアフリーとユニバーサルデザインの違いについて考えてみましょう。

### ■思想的な違い

ユニバーサルデザインは、アメリカのノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス氏が、最初からできるだけ多くの人に使いやすいものを作る設計手法として発明されました。一方、バリアフリーは高齢者・障害者などが、社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという考え方です。

ひとつ例を挙げて考えてみましょう。建物玄関前の段差について注目します。玄関前にある段差にスロープを付けるのはバリアフリーの考え方です。一方、ユニバーサルデザインでは、設計時点からスロープを計画し作りあげることとなります。しかし、どうでしょう。完成した入口は全く同じ形状なのです。これが混同しやすい理由なのかもしれません。

### ■ハード整備とソフト事業

バリアフリーとユニバーサルデザインは、それぞれがハード整備とソフト事業の2種類に分けられます。ハード整備とは、物理的に都市基盤や建物、乗り物、築造物などを整備することを指し、ソフト事業は心の啓発（教育）と言われております。

物や施設などのハード面のユニバーサルデザイン（バリアフリー）が整備されたとしても、サービスを提供する人の心のやさしさや思いやりがなければ、本当の意味でのユニバーサルデザイン（バリアフリー）にはならないと言われるように、ハード整備とソフト事業ともに成果をあげなくてはなりません。

## [2] だれもが利用しやすい施設整備

### イ 設計者に必要とされること

#### ■高齢者や障害がある人等を特別扱いしない施設の計画

高齢者や障害者等に配慮した設備を設けて障害を取り除くというだけでなく、だれもが同じ動線を利用でき、同じサービスを受けられる施設を計画することが必要です。

#### ■想定される利用者のリスクの回避

想定される使用者のリスク（つまづく、ぶつかる、出入り動作が困難など）に配慮する必要があります。整備基準の適合にとどまらず、だれもが安全に利用できる施設の設計を行うことが必要です。

#### ■バランスのとれた施設の整備

だれもが利用する部屋や設備とそれらまでの動線を、安全性、安心性、利便性などの観点で、全体的にバランスのとれた施設の整備が必要です。

#### ■ハードとソフトを一体的に捉えた計画

だれもが利用しやすい施設でも、運営や維持管理面において効果が十分に発揮されない場合があります。維持管理面も踏まえた施設の計画に配慮するとともに、ハードとソフトを一体的に捉えた総合的な施設づくりが必要です。

#### ■完成後の改善まで考えた計画

完成後も、だれもが利用しやすい施設であり続けるために、今後要望されうる機能や安全性を見据えて計画するとともに、将来の社会的要望の変化にも柔軟に対応する計画が必要です。

### ロ 施設の管理者に必要とされること

#### ■事後の点検と継続的な改善

完成後、実際に使ってみると、計画段階ではわからなかった新たな配慮が必要な点が判明する場合があります。

施設の利用しやすさについて年間を通じて常に点検し、定期的に利用者や建築士などの専門家、関係者の声を聞き、継続的な改善を行っていくことが大切です。

## [3] 心のバリアフリー

### 心のバリアフリーの重要性

県民のだれもが、わたくしたちの社会に暮らす人それぞれの多様な特性について理解を深めることが必要です。

普段私たちが何気なく行っている行動や発言、また誤解や偏見など、関係性が作り出す「心のバリア」は無関心により作られます。設備を整備しただけではバリアは解消できません。「その人の立場になって行動を起こす」ことで、心のバリアフリーは進められます。

#### 【バリアフリー法基本方針より（抜粋）】

##### 国民の責務（心のバリアフリー）

国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性並びにそのために高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現することの必要性について理解を深めるよう努めなければならない。その際、外見上分かりづらい聴覚障害、内部障害、精神障害、発達障害など、障害には多様な特性があることに留意する必要がある。

また、視覚障害者誘導用ブロック上への駐輪、車いす利用者用駐車施設への駐車等による高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないことのみならず、鉄道駅の利用に当たり、必要に応じ高齢者、障害者等に対する手助けすること等、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保することに積極的に協力することが求められる。

#### ■日常生活で心がけていただきたいこと

##### 困っている人を見かけたら「〇〇しましょうか？」

高齢者や障害者、妊産婦やケガをしている人など、まわりにはさまざまな人がいます。

お互いの違いを理解し、お互いを大切にしましょう。

あなたのまわりで困っている方がおられたら、「何かお手伝いしましょうか？」などと声をかけてみてください。困ってそうだけど、何に困っているのかわからない、またどんなことをすべきかわからないという場合もあります。そのような場合には「〇〇しましょうか」と聞いてみましょう。

#### ■違いを尊重し、相手の身になって考えよう

建物に近いからという理由だけで、駐車場の車いす利用者用駐車区画に安易に駐車していませんか？

車いす利用者、ベビーカー利用者など優先すべき人がいるのにエレベーターを利用していませんか？

線状ブロックおよび点状ブロック等（以下「視覚障害者誘導用ブロック等」という。）の上に物を置いたり、立ち止まったり、また近くに自転車を止めたりしていませんか？

## 【町の中にあるマークの一例】

### ■聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）

聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



### ■ハート・プラス マーク

「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。

内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。

このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。



### ■白杖SOSシグナル

白杖を頭上 50 c m 程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

白杖による SOS のシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。



※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖により SOS のシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。

### ■ヘルプマーク

外見からわからなくても、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるマークです。



## [4] 今後さらなる取組みが求められる分野等

観光に関する施設のバリアフリー化や、災害時の備えに関するバリアフリーも今後の取組みが求められています。

### ■観光客への対応や歴史的建造物のバリアフリー

近年、滋賀県を訪れる観光入込客数は年間 5 千万人を超え、うち外国人も 60 万人を超えています。来県いただいた観光客にもう一度滋賀県を訪れたいと思っていただけるよう、これまで取り組んできた施設（ハード）のバリアフリー化の更なる進展と共に、「心のバリアフリー」の取組みがより重要となります。

文化財的な位置づけのある歴史的建造物については、建築物そのものに手を加えるようなバリアフリー化は困難ですが、観光名所として数多くの観光客が訪れるため、高齢者、障害者を含むだれもがより快適に親しむことができる環境作りを目指し、可能な範囲でバリアフリー化の取組みが必要となります。

### ■災害時に関するバリアフリー

全国で土砂災害が頻発・激甚化しており、滋賀県でも平成 25 年の台風 18 号による豪雨により多数の土砂災害が発生しました。また、滋賀県は、周囲を活断層に囲まれており、県内のどの地域でも直下型地震の被害を受けるおそれがあります。今後 30 年以内に 70～80% の確率で発生するとされる「南海トラフ地震」でも、最大で震度 6 強の揺れが起こることが想定されています。このような大規模な災害が発生した時に、より大きな影響を受けてしまう高齢者や障害者等についての配慮が必要です。

滋賀県や市町においては、災害対策基本法に基づき、「地域防災計画」や「避難行動要支援者避難支援プラン」などを定め、災害時における備えをしています。地域防災計画において、避難所（福祉避難所を含む）については、バリアフリー化された学校などの公共施設や福祉施設等を指定することを推奨していますが、必ずしも十分なバリアフリー化が行われていない場合も見受けられます。これらの施設管理者におかれては、あらかじめ建物のバリアフリー化に努めるとともに、実際の災害時に避難所となることを想定した訓練を行うなどの備えが必要です。また、滋賀県では関係団体と協力して「災害時における福祉的支援検討会」を設置し、「誰もが安心して利用できるための避難所チェック 13 項目」を定めました。このチェックリストを使い、よりよい避難所運営に務めることが求められています。

滋賀県防災ポータル <https://dis-shiga.jp/pc/topdis-shiga.html>

誰もが安心して利用できるための避難所チェック 13 項目

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/sougo/14988.html>

## [1] 利用者の特性の把握の必要性

施設を計画・設計する際には、利用者の特性や利用人数、利用頻度などを想定し、計画・設計を行うことはこれまでも設計の基本とされてきたと言えます。

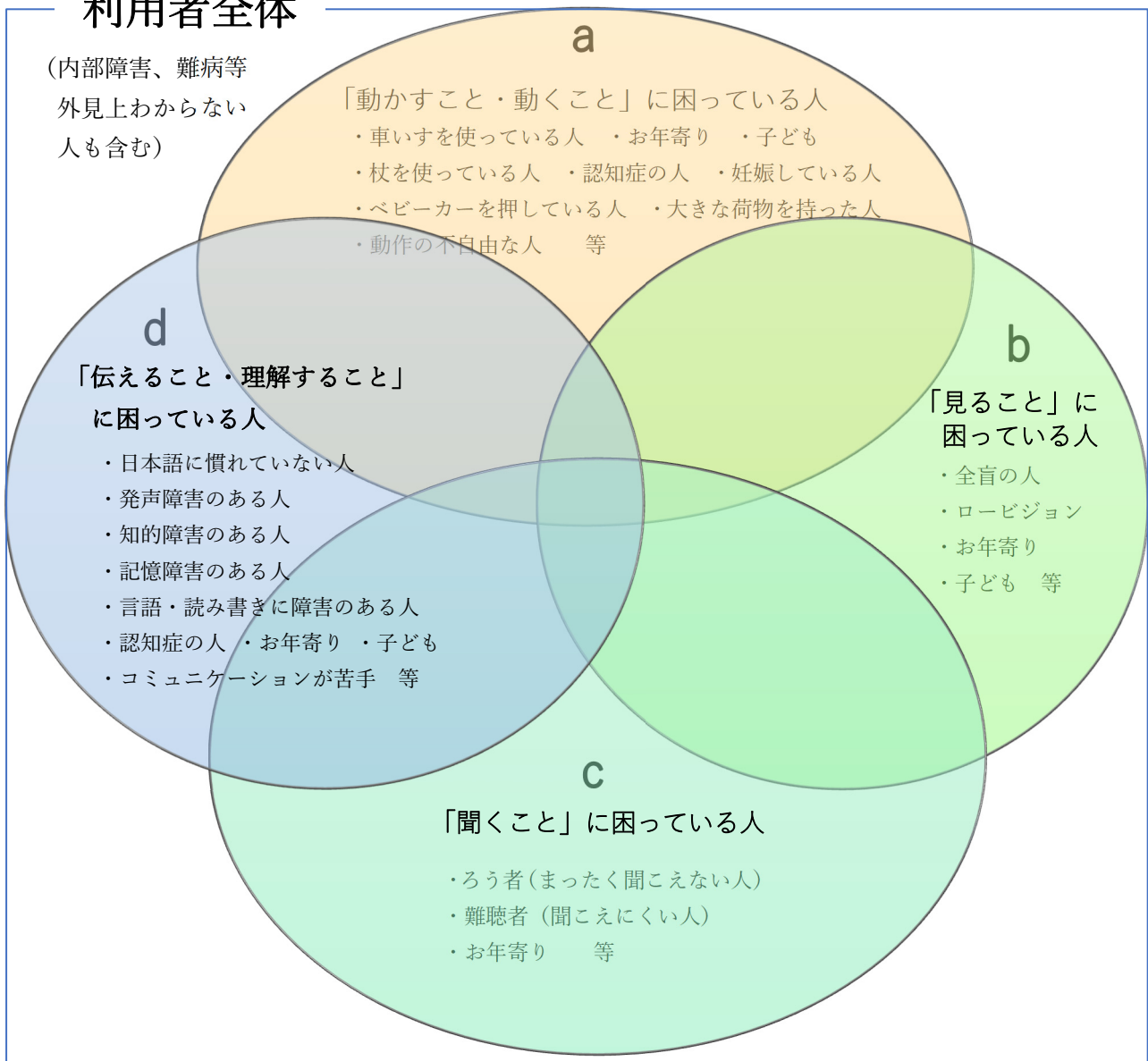
(例：大型商業施設の男女の便所の数・病院の待合室の広さなど)

一方で、近年の超高齢社会の進展や障害者の社会参加の促進など、想定される利用者の幅は広がりを見せています。これにより、利用者のニーズはこれまでよりも幅広くなっています。

今後まちづくり・建築を行うにあたり、多様なニーズを持つ利用者に利用の制限をかけることなく、だれもが快適に社会で生活できるよう、その多様なニーズをあらかじめ把握し、計画・設計に反映させることが重要です。

## 利用者全体

(内部障害、難病等  
外見上わからない  
人も含む)



図序 3.1 多様な利用者をまちの移動・施設利用の際に発生しうるニーズに基づいて整理したイメージ図  
(国公共交通ガイドラインに一部加筆)

表1 利用者ごとのニーズ（配慮すべき事項）

（参考：国土交通省 公共交通ガイドライン、旅客船バリアフリーガイドライン、厚生労働省 HP（認知症への取組み））

利用者	想定されるケース	配慮すべき事項
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行が困難な場合</li> <li>・手が使いづらい場合</li> <li>・視力が低下している場合</li> <li>・聴力が低下している場合</li> <li>・体力が低下している場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 「動かすこと・動くこと」に困っている</li> <li>b 「見ること」に困っている</li> <li>c 「聞くこと」に困っている</li> <li>d 「伝えること・理解すること」に困っている</li> </ul>
認知症の人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記憶や感覚が低下している場合</li> <li>・理解・判断力が低下している場合</li> <li>・実行機能が低下している場合</li> <li>・状況を読むことが困難な場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 「動かすこと・動くこと」に困っている</li> <li>d 「伝えること・理解すること」に困っている</li> </ul>
車いす使用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手動車いすを使用する場合</li> <li>・電動車いすを使用する場合</li> <li>・介護者がいない場合</li> <li>・介護者がいる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 「動かすこと・動くこと」に困っている</li> <li>b 「見ること」に困っている</li> <li>d 「伝えること・理解すること」に困っている</li> </ul>
肢体不自由者 （車いす使用者以外）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・杖などを使用する場合</li> <li>・長時間の歩行や階段、段差の昇降が困難な場合</li> <li>・手が不自由な場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 「動かすこと・動くこと」に困っている</li> <li>b 「見ること」に困っている</li> </ul>
内部障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間の歩行や立っていることが困難な場合</li> <li>・直腸、膀胱などに障害がある場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 「動かすこと・動くこと」に困っている</li> <li>d 「伝えること・理解すること」に困っている</li> </ul>
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全盲の場合</li> <li>・弱視の場合</li> <li>・色覚、視野に障害がある場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>b 「見ること」に困っている</li> </ul>
聴覚・言語障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ろうの場合</li> <li>・難聴の場合</li> <li>・話すことに障害がある場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>c 「聞くこと」に困っている</li> <li>d 「伝えること・理解すること」に困っている</li> </ul>
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人での利用が想定される場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>d 「伝えること・理解すること」に困っている</li> </ul>
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人での利用が想定される場合</li> <li>・薬剤による治療中の場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>d 「伝えること・理解すること」に困っている</li> </ul>
発達障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・注意力が低下している場合</li> <li>・衝動性・多動性がある場合</li> <li>・偏執性や反復性がある場合</li> <li>・学習の能力に問題がある場合</li> <li>・対人関係の構築が困難な場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>d 「伝えること・理解すること」に困っている</li> </ul>
高次脳機能障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・話せない、相手の話が理解できない場合</li> <li>・空間の半分を見落とす場合</li> <li>・記憶・注意・遂行機能に問題がある場合</li> <li>・社会行動に問題がある場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 「動かすこと・動くこと」に困っている</li> <li>b 「見ること」に困っている</li> <li>c 「聞くこと」に困っている</li> <li>d 「伝えること・理解すること」に困っている</li> </ul>
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上下の動作や前かがみが困難な場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 「動かすこと・動くこと」に困っている</li> </ul>
乳幼児連れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベビーカーで移動している場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 「動かすこと・動くこと」に困っている</li> </ul>
子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人で行動する場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 「動かすこと・動くこと」に困っている</li> <li>d 「伝えること・理解すること」に困っている</li> </ul>
外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語が理解できない場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>b 「見ること」に困っている</li> <li>c 「聞くこと」に困っている</li> <li>d 「伝えること・理解すること」に困っている</li> </ul>



利用者	想定されるケース	配慮すべき事項
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時的に病気を患っている場合</li> <li>・ケガをしている場合</li> <li>・重い、大きい荷物を持っている場合</li> <li>・初めて施設を訪れる場合</li> <li>・さまざまな理由でパニックを起こす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 「動かすこと・動くこと」に困っている</li> <li>b 「見ること」に困っている</li> <li>c 「聞くこと」に困っている</li> <li>d 「伝えること・理解すること」に困っている</li> </ul>
LGBT	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用に違和感がある場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 「動かすこと・動くこと」に困っている</li> </ul>

注：高齢者・障害者等においては、重複障害の場合がある。

表1には、利用者ごとに想定される主なニーズ（配慮すべき事項）を掲げています。それぞれの配慮すべき事項ごとの具体的な配慮例については、参考資料「利用者の特性に応じた具体的な配慮例」を参照してください。

なお、利用者の多様なニーズを把握するためには、高齢者や障害者等を含めた利用者の実際の声を聞くことが望まれます。[利用者の多様なニーズは、利用者間相互の理解を深めたうえで計画・設計に反映することで、よりよい計画案（多様なニーズを満たす着地点）を見出すことができます。そのため、利用者が集まり意見交換を行う場を設けることも有効です。]

## [2] 利用者の特性に応じた課題への対応

### イ 利用者の特性について

表2には、利用者の特性に応じた課題をまとめています。施設を計画・設計する際には、利用者ごとのニーズ（配慮すべき事項）を十分に理解するとともに、その施設の利用者を幅広く想定して、具体的な課題への対応を計画・設計に盛り込むことが求められます。

表2 利用者の特性に応じた課題

(参考：国土交通省 公共交通ガイドライン、旅客船バリアフリーガイドライン、厚生労働省 HP (認知症への取組み))

利用者	移動に関する主な課題	施設利用に関する主な課題	情報認知・伝達に関する主な課題
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疲れやすい</li> <li>・垂直移動が困難</li> <li>・長時間の移動が困難</li> <li>・転倒しやすい</li> <li>・歩行速度が遅い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手による細かな操作が困難</li> <li>・操作方法がわかりにくい</li> <li>・すばやい情報入手判断や行動が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚、聴覚情報認知力が低下</li> <li>・情報判断力が低下</li> </ul>
認知症の人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・位置、方向、状態等の空間把握が困難</li> <li>・迷子や立ち往生しやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手による細かな操作が困難</li> <li>・操作方法がわかりにくい</li> <li>・すばやい情報入手判断や行動が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理解すること、表現することが難しい</li> <li>・周囲の人の理解不足</li> </ul>
車いす使用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狭い幅員での移動が困難</li> <li>・垂直移動が不可能</li> <li>・通路上の障害物への対応が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手の届く範囲に限られる</li> <li>・車いす使用者に対応したトイレ、駐車場が必要</li> <li>・ドアの開閉が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視点が低く、視野が遮られる</li> <li>・座位のため周囲からの認知がされにくい</li> </ul>
肢体不自由者 (車いす使用者以外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狭い幅員での移動が困難</li> <li>・垂直移動が困難</li> <li>・通路上の障害物への対応が困難</li> <li>・転倒しやすい</li> <li>・長時間の移動が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手の届く範囲に限られる</li> <li>・かがむのが困難</li> <li>・細かな操作が困難</li> <li>・ドアの開閉が困難</li> </ul>	
内部障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疲れやすい</li> <li>・垂直移動が困難</li> <li>・長時間の移動が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多機能トイレが必要</li> <li>・休憩場所が必要</li> </ul>	
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・位置、方向、状態等の空間把握が困難</li> <li>・視覚による危険予知が不可能・困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設、設備の利用方法がわからない</li> <li>・施設、設備の利用方法がわかりにくい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚情報の認知が不可能</li> <li>・主に聴覚、触覚でしか物や状態の情報を得ることができない</li> <li>・視覚情報の認知が困難</li> </ul>
聴覚・言語障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音による危険予知が困難</li> <li>・音による情報伝達が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明が聞こえないので、施設、設備利用方法がわからない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思伝達が困難</li> <li>・緊急時の対応が困難</li> <li>・電子情報化の需要が高い</li> </ul>
知的障害者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・手による細かな操作が困難</li> <li>・操作方法がわかりにくい</li> <li>・すばやい情報入手判断や行動が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理解すること、表現することが難しい</li> <li>・周囲の人の理解不足</li> </ul>
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疲れやすい</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・集中力することや状況を判断することが難しい</li> </ul>

利用者	移動に関する主な課題	施設利用に関する主な課題	情報認知・伝達に関する主な課題
発達障害者	・衝動的、突発的な行動をしやすい	・反復行動等により、施設、設備の利用方法を誤りやすい	・集中力することや状況を判断することが難しい
高次脳機能障害者	・位置、方向、状態等の空間把握が困難 ・迷子や立ち往生しやすい	・手による細かな操作が困難 ・操作方法がわかりにくい ・すばやい情報入手判断や行動が困難	・理解すること、表現することが難しい ・周囲の人の理解不足
妊産婦	・歩行速度が遅い	・手の届く範囲に限られる、・かがむのが困難	
乳幼児連れ	・ベビーカーは、段差、凸凹部が困難	・子どもと一緒に入れるトイレが必要	
子ども	・長時間の移動が困難 ・転倒しやすい ・衝動的、突発的な行動をしやすい	・手の届く範囲に限られる ・施設、設備の利用方法を理解することが困難 ・設備等の大きさ、重さが子どもの身体寸法や体力に合わず利用しにくい	・理解力、表現力が発達途上にある ・視点が低く、視野が遮られる
外国人		・習慣等の違いにより施設、設備の使用方法を誤りやすい	・日本語の読み書き、会話が困難
その他	・狭い幅員での移動が困難 ・垂直移動が困難 ・通路上の障害物への対応が困難 ・歩行速度が遅い	・手の届く範囲に限られる ・かがむのが困難 ・休憩場所、荷物収納場所が必要 ・カームダウン、クールダウン用の個室小部屋が必要	・初めて施設を訪れる場合は、位置、目的地、情報がわかりづらい ・平常時より認知範囲が狭くなる
LGBT	・性的区別のある施設の利用が困難		

注：高齢者・障害者等においては、重複障害の場合がある。



： 欄は該当事項が無し

マニュアル編では、表2の課題ごとに

「移動に関する主な課題」は「I・1 移動に関する事項」、

「施設利用に関する主な課題」は「I・2 室内に関する事項」及び「I・3 設備に関する事項」、

「情報認知・伝達に関する主な課題」は「I・4 情報・案内に関する事項」

として、それぞれ取りまとめています。

## □ 多様な利用者に配慮した計画・設計例

利用者の多様なニーズにマッチした計画・設計は、その施設に応じた工夫が必要になります。必要な機能を満足するだけでなく、快適に利用できる計画・設計が求められます。参考に、便所における設計の工夫例を紹介します。

### 【便所における機能分散】

#### ■必要な機能を満足するだけの設計だと…

便所にはさまざまな設備の設置が求められており、それらを「車いす使用者用便房」にまとめて「多機能便房」とする整備が多く見られます。

その場合は、いろいろな利用者（車いす使用者・オストメイト・乳幼児連れなど）が集中してしまい、対応しきれないことがあります。（国土交通省調査より）

#### ■利用しやすくなる工夫

大きなブースには必要な機能を完備し、複数のニーズを持つ利用者に対応可能した上で、一般ブースを工夫することで利用者の集中を緩和する。

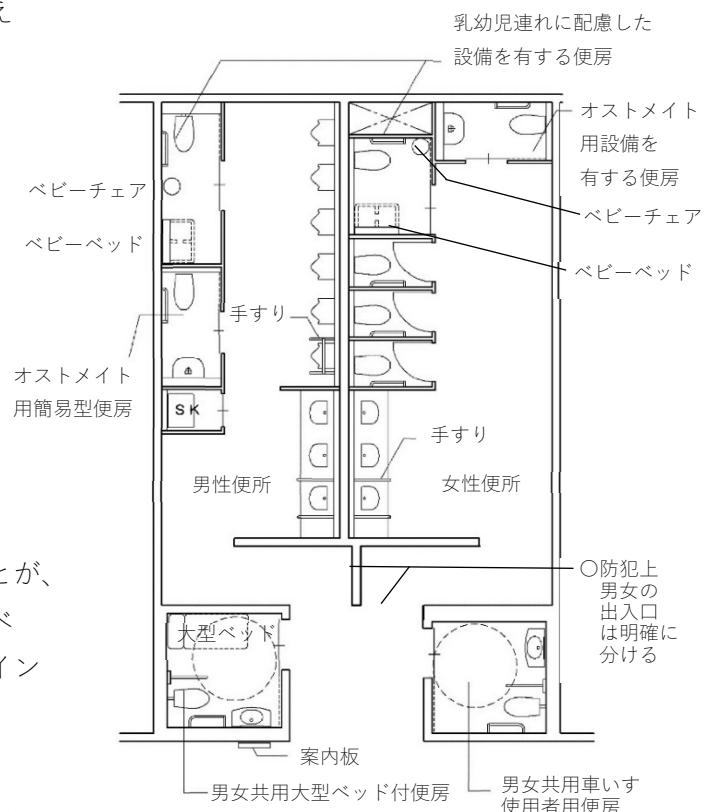
#### ■具体的には

「多機能便房」のほかに次の機能を備えたブースを別途設ける。

- 車いす使用者対応のブース
- オストメイト（着替え台の併設）対応設備のあるブース
- 乳幼児用設備を設置する場所
- 少し大きめの一般ブース
  - ⇒車いす使用者で使える人もいる
  - ⇒ベビーカーも一緒に入れる
- ベンチを設けたブース
  - ⇒荷物を置いたり、休憩したりすることができる

機能分散された便所、便房であることが、高齢者、障害者だけでなく外国人等すべての利用者にわかるように、ピクトサイン等により表示する。

高齢者や知的・発達障害者等の同伴介助や性的マイノリティ等の利用に配慮し、広めの男女共用便房を設置することに配慮する。



計画例

(機能分散の計画例：建築設計標準 P2-114 より)

### [3] 計画・設計にあたり気をつけていただきたいこと

高齢者・障害者等を含むすべての人が施設を円滑に利用できるよう、出入口・廊下・階段等について、バリアフリー法およびだれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例では具体的な整備基準を定めています。

その基準そのものを定型的に守るだけでは配慮が足りない場合もあり、基準には入っていない事項も含め、利用者のニーズを理解し、計画・設計に反映することが必要です。

そのため、マニュアル編では ●：必ず整備すべき基準 ○：望ましい整備 として次のように紹介しています。

●必ず整備すべき基準：バリアフリー法施行令、福祉滋賀のまちづくり条例および滋賀県建築基準条例・大津市建築基準条例その他関係規定が定める基準、ならびに同基準の実施に向けた運用・考え方

○望ましい整備：配慮することが望ましい事項

### [4] 連続したバリアフリー整備

施設の大規模化や複合化に対応して、旅客施設から連続している商業施設、駅前広場、バス等の乗降場、周辺地区までなど、利用者が連続的に移動・利用するエリアを一体的にとらえ、それぞれの施設が連携をとり、明快な動線計画とするとともに、シームレス（継ぎ目のない）なバリアフリー化を実現することが、利用者にとって快適なまちづくりといえます。

したがって、各々の施設を計画する際には、道等から建築物の出入口まで段差がないように計画することはもちろん、利用者の移動・利用の連続性を考えると、その施設だけでなく旅客施設や周辺道路、周辺地域との連続したバリアフリー化を意識し、計画することが重要です。

その具体的な手法として、バリアフリー法第3章、第4章において、まちづくりの主体である市町村が移動等円滑化促進方針（マスタープラン）や移動等円滑化基本構想（バリアフリー基本構想）を作成することができることとされています。

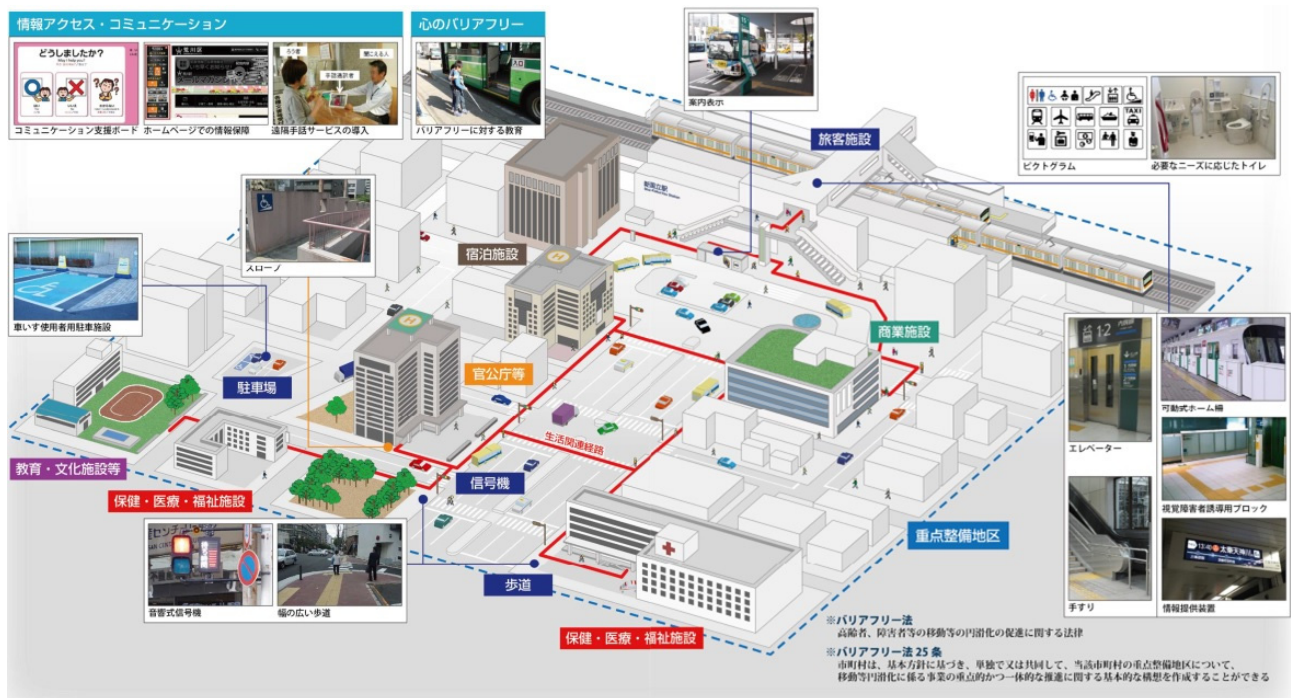
マスタープランやバリアフリー基本構想の作成にあたっては、市民や高齢者、障害者等の利用者、関係する事業者等で構成する協議会において協議を行い、作成後は同様に協議会で措置や事業の実施状況などの調査、分析及び評価に努め、必要があると認めるときはこれらを見直すこととされています。

## バリアフリー基本構想制度の概要（国土交通省）

### バリアフリー基本構想とは

バリアフリー法では高齢者、障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、すべての障害者）、妊産婦、けが人などの移動や施設利用の利便性や安全性向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進することとされています。

本法律に規定されたバリアフリー基本構想は、旅客施設を中心とした地区や高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区（「重点整備地区」）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するもので、重点整備地区において「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることをねらいとしたものです。



バリアフリー化のイメージ図

国土交通省のバリアフリー基本構想制度の概要については、国土交通省 HP をご覧ください。

滋賀県内の市町におけるバリアフリー基本構想に関する情報は、こちらをご覧ください。

大津市バリアフリー基本構想

<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/036/1801/g/keikaku/1389255375372.html>

草津市バリアフリー基本構想

<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/shisei/seisaku/shikeikaku/sangyotoshisuido/barrierfreekihon.html>

守山市バリアフリー基本構想

<https://www.city.moriyama.lg.jp/dorokasen/bariahuri.html>

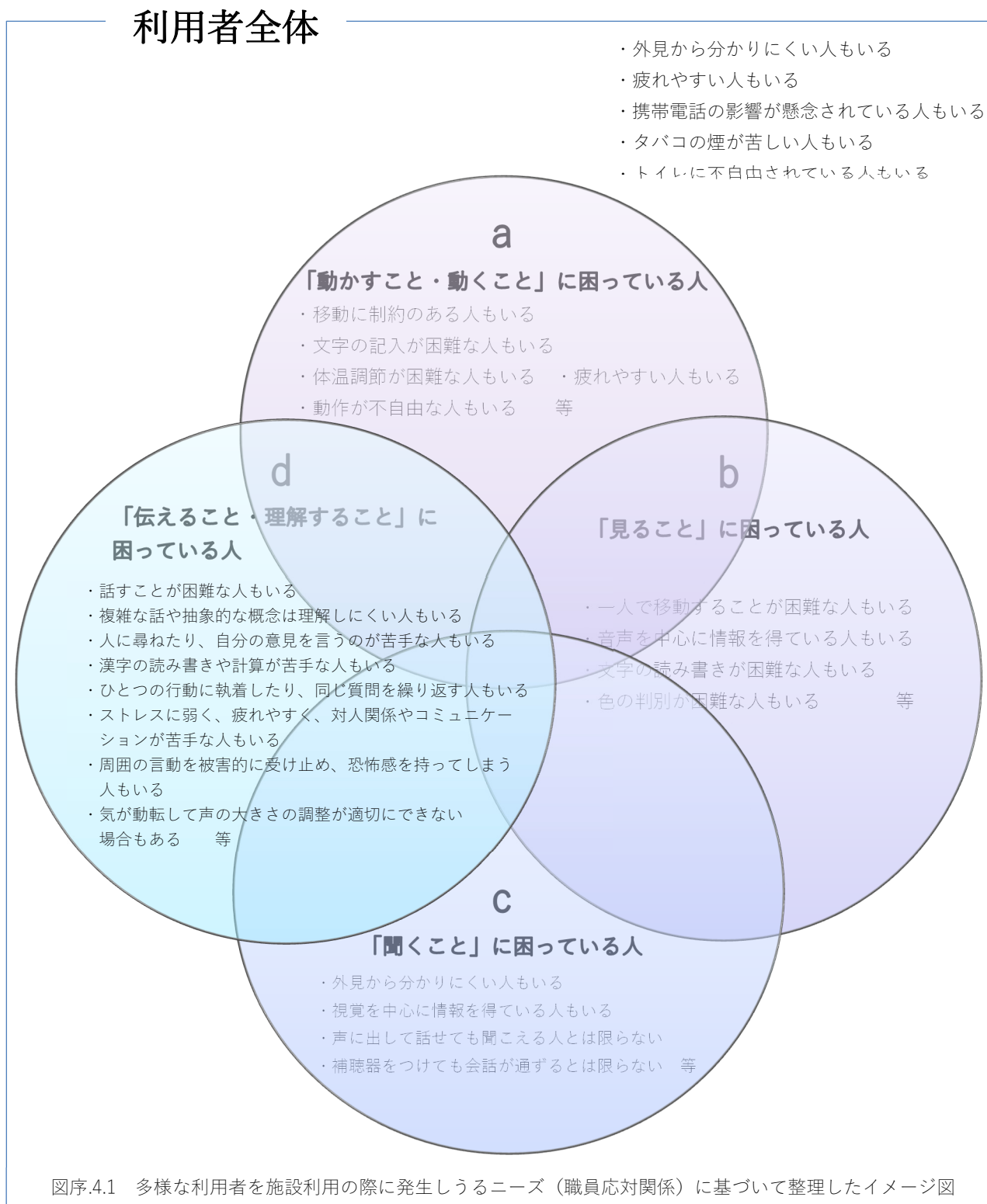
その他に彦根市、長浜市、近江八幡市、栗東市、甲賀市、野洲市、高島市、東近江市、米原市、竜王町ですでにバリアフリー基本構想が策定されています。他の市町も策定が予定されていますので該当の市町にお問い合わせください。

## 4 施設の管理・運営

### [1] 施設の利用者の主な特性の把握

社会には多様な利用者が生活していることを理解し、施設の管理・運営を行うことが重要です。

次の図序 4.1 は、序章-3[1]の図序 3.1 に基づいて、移動・施設利用の際の利用者の「困っている内容」を整理したものです。



## [2] 対応における具体的な配慮事例

「困っていること」の種別に応じて、必要となる対応も異なります、ここでは内閣府が公共サービスの窓口の対応において気をつけるべき点をまとめたマニュアル（公共サービス窓口における配慮マニュアル）、合理的配慮の提供事例集、当事者の意見等により、対応の例を抜粋してご紹介します。

<https://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html>

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/example.html>

### ■図序 4.1 の a 「動かすこと・動くこと」に困っている人に対して

- 車いす使用者に対しては、見下ろされているように感じるため、目線を合わせ話します。
- 車いすを押すなど介助が必要な場合も、ご本人の意向を確認してから介助をします。
- 車いすでの移動は傘がさせないので、雨の日の乗降時、移動時に濡れないように上屋を設けます。
- 車止め装置があると車いすをドアに着けて乗降できないので、車いす駐車場には設けません。
- 排水溝の溝蓋グレーチングは車いすのタイヤがはまらないようにします。
- 障害者用駐車場には表示を大きく掲示し、目的外利用がされないよう注意を促します。
- 障害の有無や種類に関わらず、困っている方には進んで声をかけます。
- 自筆が困難な場合には、本人の意思を確認して、可能な限り代筆を行います。

### ■図序 4.1 の b 「見ること」に困っている人に対して

- こちらから声をかけます。（周りの状況がわからないため、相手から声をかけられなければ会話が始められないことがあります。）
- 指示語（「こちら」「あちら」「これ」「それ」）は使わないようにし、「30センチ右」など具体的に説明します。
- 声をかけるときは、声をかけられた時に驚かないように、後ろからでなく前から声をかけます。
- 拡大コピーをした資料やパンフレットも用意します。
- 案内設備やパンフレットなどは、使用する色の配慮をします。
- 玄関ホールまでの誘導ブロックを設置します。
- 階段の縁に目立つ色の滑り止めを設置します。
- エレベーターの操作盤に点字を追加します。
- バスの乗降口に行先を放送するようスピーカーを設置します。

### ■図序 4.1 の c 「聞くこと」に困っている人に対して

- コミュニケーションの方法を確認し、手話・筆談やその他の方法など、ご本人の意向に沿った対応をします。
- 聞き取れないときは推察せずに、聞き返したり、紙などに書いてもらい内容を確認します。
- 受付窓口に番号が表示される電光掲示板を設置します。
- インターホンをカメラモニター付きとし、身振りで伝わるようにします。
- 非常時の警報が視覚化されるよう回転灯で知らせます。
- 補聴器や人工内耳に音声を送れるよう、ヒアリングループ（磁気ループ）を設置します。



■図序 4.1 の d 「伝えること・理解すること」に困っている人に対して

- 短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明します。
- 具体的に分かりやすく説明をします。
- 成人の方の場合は、子ども扱いしないようにします。
- 穏やかな口調で声をかけます。
- 自筆が困難な場合には、本人の意思を確認して、可能な限り代筆を行います。

■「その他のこと」で困っている人に対して

- 疲れやすい人に対しては、負担をかけない対応を心がけます。
- 内部障害などのある方は、疲労感がたまり、集中力や根気にかけるなど、外見からは分かりにくい不便さを抱えていることを理解し対応します。
- トイレに成人でも利用できる大きなシートを設置します。
- 設計段階から障害当事者や関係団体の意見を取り入れます。
- 多機能便房が使えない場合があるので、車いすで入れるドア中の大きめの一般ブースを設けます。

### [3] 事業者の皆様へお願い

福祉滋賀のまちづくり条例では、だれも（高齢者、障害者等）が施設を安全かつ快適に利用できるよう、整備・維持保全・管理に努めるよう、事業者の責務についても定めています。

施設を管理・運営する事業者が適切な対応を学び、実践することは、施設のバリアフリー化と併せ、さらにだれもが快適に利用できる施設となるためにとても重要なことです。

また、施設整備が十分でなくても、職員のサポート（介助）により、配慮が必要な利用者が施設を利用できる場合もあるため、多様な利用者に対し、可能な範囲で適切な対応が望まれます。そのためには、体験研修を行うなど、利用者のニーズを把握することが重要です。

なお、施設のサービスデスクや受付などには常駐する職員を配置するなど、利用者の求めに応じてサポートできる体制を整えることが重要です。

#### ■よい配慮の例

- 案内所の職員は、手話ができるように研修を行う。
- 案内所において、音声による案内だけでなく内容がわかりやすいハンドブックを配付する。
- 案内所では、ゆっくりと大きな声で話すように心がけている。

#### 【駅のホームでの介助用スロープ板の設置の事例】

鉄道駅では、車いす使用者が電車を利用する際は、介助用スロープ板を準備し、駅員が乗降の介助を行っています。その際、乗降する車両の場所は、できる限り車いす使用者が希望する車両の車いすスペースにしています。駅員が介助することで迅速かつ円滑な乗降が可能となります。

（京阪電鉄の事例）



## [4] 職員教育におけるスパイラルアップ

職員研修の開催は継続的に行い、その研修内容は、随時、利用者の声を聞くなどして見直した内容に更新するなど、継続的な取組み（スパイラルアップ）が必要です。

国においては、交通事業者と宿泊事業者向けのガイドライン等が示されており、他の施設管理者等においても、本ガイドライン等を参考に職員研修の開催が望まれます。

交通事業者向け接遇ガイドライン 平成 30 年 5 月（国土交通省）

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_tk\\_000180.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000180.html)

高齢者の方・障害のある方などをお迎えするための接遇マニュアル 宿泊施設編 平成 30 年 3 月（観光庁）

<http://www.mlit.go.jp/common/001226563.pdf>

## [5] 適切な施設管理

施設を管理・運営する際には、必要な備品等を備え付けることや、バリアフリー関係の設備等の適切な維持管理も必要です。バリアフリー法や福祉滋賀のまちづくり条例の基準適合義務の対象となる施設においては、バリアフリー法および福祉滋賀のまちづくり条例で定めた整備基準に適合した状態を維持する必要があります。（バリアフリー法第 14 条第 5 項による義務）

### ■よい配慮の例

- 車いす使用者用駐車施設が混雑しているため、車いす使用者用駐車施設の台数を増やす。
- 車いす使用者用駐車施設の横に思いやり区画を設置する。

### ■不適切な例

- 新築時に設けた、車いす使用者用駐車施設をなくす。
- 建築物を改修した際に、傾斜路を撤去し、段がある状態にする。

## [6] バリアフリー情報の提供

だれもが自由に安心してまちに出かけるためには、不特定多数の人が利用する鉄道駅や商業施設、公共施設等におけるエレベーターや車いす使用者用便房等のバリアフリー情報を利用者があらかじめ入手することができるよう、各施設のホームページで情報提供することが重要です。提供している情報に変更した際には、速やかに対応することが必要です。

利用者が総合的に「バリアフリー情報」を調べられるホームページ等に登録することも有効です。

滋賀県のバリアフリー情報をまとめたホームページ

ばりかん滋賀：<http://www.barikan-shiga.net/>

## 5

# バリアフリー法、福祉滋賀のまちづくり条例による整備基準

## [1] バリアフリー法、福祉滋賀のまちづくり条例および滋賀県建築基準条例※

(※：以下「大津市域は除く 大津市域は大津市建築基準条例適用」)

福祉滋賀のまちづくり条例では、規則で定める公益的施設等（以下「特定施設」）を新築、新設、増築、改築、移転、用途変更（施設の用途を変更して特定施設とする場合を含む）、大規模の修繕または大規模の様様替え（以下「特定施設の新築等」）をしようとする者は、特定施設整備基準を遵守しなければならないと同条例第 11 条に規定しています。

バリアフリー法では、不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する建築物（特別特定建築物）で一定の規模以上の建築物を建築等（新築、増築、改築、用途変更して当該建築物にすること）しようとするときに、同法施行令第 10 条に規定する建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない（以下「基準適合義務」）と第 14 条第 1 項に規定しています。

また、基準適合義務の対象となる建築物以外の特別特定建築物を建築等しようとし、または所有し、管理し、もしくは占有する場合は、建築物移動等円滑化基準に適合させるよう努めなければならないと第 14 条第 5 項に規定しています。

滋賀県建築基準条例※では同条例第 6 条（※第 7 条）に定める特殊建築物で一定の規模以上のものには、建築基準法第 40 条の規定（特殊建築物の用途、規模によっては、建築物の安全、防火等を十分達し難いと認める場合に、条例で一定の必要な制限を付加することができる）に基づき、同法の委任の範囲（出入口、廊下等、階段、敷地内通路の構造）について、高齢者、障害者等を含む利用者が建築物を安全に利用できるようなするための規定を設けています。

バリアフリー法、滋賀県建築基準条例※による基準適合義務等のある建築物については建築確認申請および完了検査により適合確認を受ける必要があります。

なお、基準適合義務や基準適合努力義務、遵守義務のない施設であっても、高齢者・障害者をはじめ、すべての利用者が円滑に建築物を利用できるよう適切な整備にご協力いただきますようお願いいたします。

## イ 福祉のまちづくり条例により高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようなする努力義務のある建築物

### ■公益的施設等

県および事業者に対して、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようなする努力義務の対象となる施設で、具体的には、病院、社会福祉施設、購買施設その他多数の者の利用に供する建築物、官公庁舎、道路、公園、駐車場および公共交通機関の施設が該当します。

## □ 福祉滋賀のまちづくり条例により整備基準の遵守義務(届出対象)のある建築物

### ■特定施設

公益的施設等のうち、より公共性の高い施設、高齢者や障害者等の日常生活に密接に関係する施設および一般的に多くの県民が利用する施設であり、次の区分に応じて、規則で定めた一定規模以上の施設が該当します。

当該特定施設の新築等を計画する場合は事前協議書または届出書の提出が必要となります。

区 分
公共性の高い建築物、官公庁舎、道路、公園、公共交通機関の施設
高齢者、障害者等の日常生活に密接に関連する施設
一般に利用が多いと考えられる施設

## [2] 対象施設一覧表

### ■主な対象施設一覧表

□詳細内容－福祉滋賀のまちづくり条例施行規則別表第1による。

区分	イ 公益的施設等	ロ 特定施設
	高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようにする努力義務	整備基準の遵守義務(届出対象)
建築物	1.病院・診療所等	すべてのもの
	2.身体障害者更生援護施設、老人福祉施設等	すべてのもの
	3.児童福祉施設（上記を除く）、母子福祉施設等	すべてのもの
	4.公会堂・集会場	すべてのもの
	5.図書館・博物館等	すべてのもの
	6.金融機関等	すべてのもの
	7.郵便局	すべてのもの
	8.公益事業施設	すべてのもの
	9.劇場・映画館等	すべてのもの
	10.公衆便所	すべてのもの
	11.火葬場	すべてのもの
	12.工場	見学施設を有するもの
	13.学校等	すべてのもの
	14.自動車教習所等（学習塾、華道・囲碁教室等）	用途面積が200㎡を超えるもの
	15.公衆浴場	用途面積が300㎡を超えるもの
	16.百貨店、マーケット、その他の物品販売業、卸売市場等	用途面積が200㎡を超えるもの (コンビニエンスストアにあっては、100㎡を超えるもの)
	17.サービス業店舗（理容所、旅行代理店等）	用途面積が200㎡を超えるもの
	18.飲食店等（飲食店、ナイトクラブ等）	用途面積が200㎡を超えるもの
	19.体育館等	用途面積が1,000㎡を超えるもの
	20.旅館業の施設	用途面積が1,000㎡を超えるもの
	21.展示場	用途面積が1,000㎡を超えるもの
	22.遊技場	用途面積が1,000㎡を超えるもの
	23.自動車車庫	用途面積が1,000㎡を超えるもの
	24.事務所	用途面積が3,000㎡を超えるもの
	25.共同住宅等（寄宿舍、下宿）	50戸(室)を超えるものまたは用途面積が2,000㎡を超えるもの
	26.官公庁舎等	すべてのもの
	27.複合用途施設（二以上の用途に供するもの）	用途面積が1,000㎡を超えるもの
道路	道路法に基づく道路（国道、県道、市町道）	すべてのもの
公園	1.児童遊園	すべてのもの
	2.都市公園	すべてのもの
	3.動物園、植物園、遊園地	すべてのもの
	4.港湾環境整備施設である緑地	すべてのもの
	5.社寺、史跡等（公衆の観覧に供する施設）	すべてのもの
駐車場	駐車場法に規定する路外駐車場	駐車部分の面積が500㎡以上のもの
公共交通機関の施設	1.鉄道駅	すべてのもの
	2.港湾の旅客施設	すべてのもの

用途面積－当該用途に供する部分の床面積

・バリアフリー法、滋賀県建築基準条例※による対象建築物の用途・規模とは異なります。

詳しくは各法令条文を参照してください。

## [3] 整備基準

### イ 整備基準

高齢者や障害者等の利用に配慮した建築物等の整備を促進するためには、建築物等の構造・設備の仕様等に関する具体的なイメージを県民に明らかにし、その理解を深めることが重要です。このため、建築物、道路、公園、駐車場、公共交通機関の施設の出入口、廊下、階段、便所、駐車場などの構造および設備の整備に関して、高齢者や障害者等が安全かつ快適に利用できるようにする上で、配慮すべき事項を基準として明確にするものです。

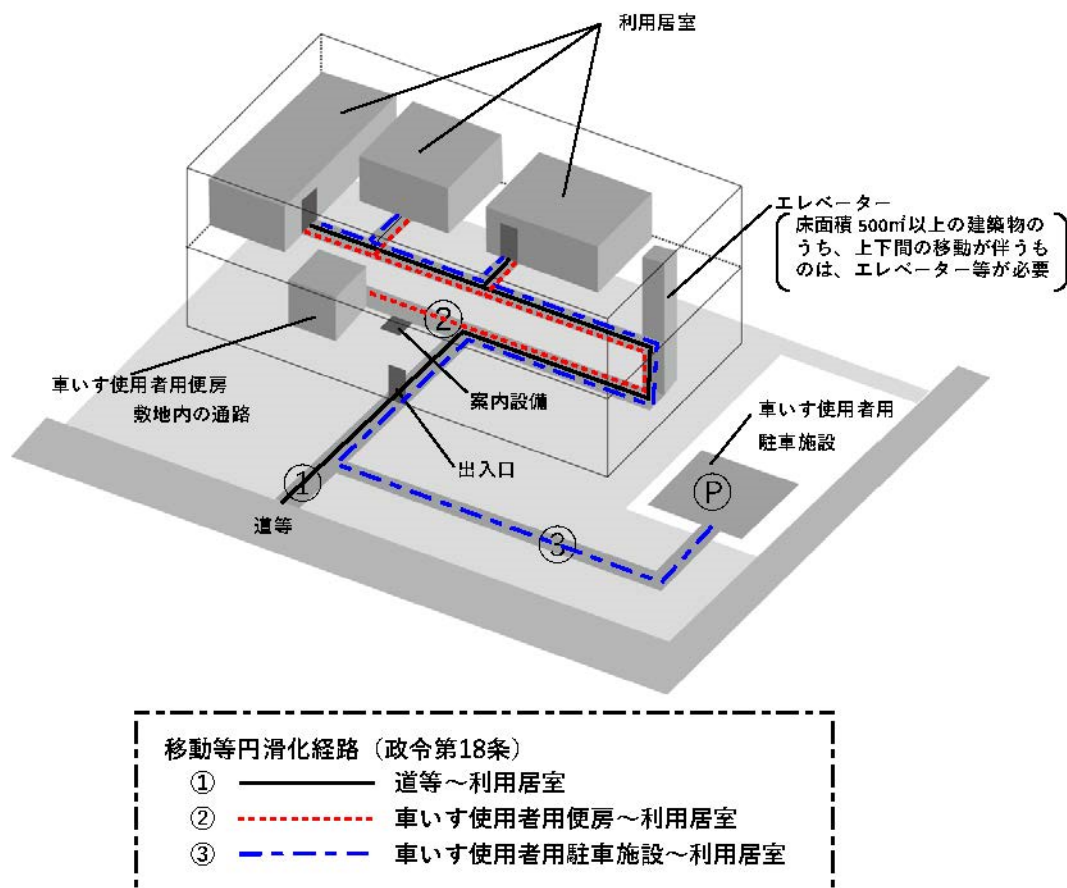
なお、このマニュアルでは、高齢者や障害者等をはじめ、だれもが安全で快適に利用できるようにするための具体的な配慮事項として、「望ましい整備」なども示しています。

### ロ 整備箇所

高齢者や障害者等が安全で快適に施設を利用できるよう、建築物等の構造、設備の仕様について、多数の者の利用に供する部分の手すり、スロープ、廊下、便所、エレベーターなどを整備の対象箇所として掲げ、具体的な整備のポイントを明らかにするものです。

なお、このマニュアルでは、高齢者や障害者等をはじめ、だれもが安全で快適に利用できるようにするため、整備基準に掲げた箇所以外についても具体的な配慮事項を示しています。

整備基準の適用範囲例（詳細は、福祉滋賀のまちづくり条例施行規則 別表第2による）



## 6 建築物の手続き

### [1] 事前届出制度の概要

#### イ 事前届出制度の目的

高齢者、障害者、妊産婦などが、自らの意志で自由に行動でき、住み慣れた地域で暮らすことができる生活環境の整備を進めるため、福祉滋賀のまちづくり条例では、公益的施設等のうち、特に公共性の高い一定規模以上の施設を特定施設として位置づけ、その新築等を行う事業者に対して整備基準の遵守を義務づけています。この遵守義務の実効性をより高めるために、新築等を行う際には、事業者に対して事前の届出を義務付けています。また、届出に対しては、行政において整備基準への適合を審査した上で、整備基準に満たないものについては、指導助言により事業者の理解と協力を求めます。

なお、既存施設については、設置者等に対して施設の適合状況の把握に努めることを求めるとともに、必要に応じて整備計画届出書（特定施設整備基準に適合させるための工事の計画）の提出を求めます。

#### ロ 事前届出手続の流れ

事前届出制度は、新築等の計画の内容について工事に着手するまでに届け出て、整備基準への適合状況に関する審査等を行おうとするものです。不十分な部分があった場合にも、整備基準への適合に向けた設計内容の変更等ができるよう、建築確認を受けるまでのできる限り早い段階で、事前協議書または届出書の提出による手続きを行う必要があります。この手続きについては、地域の特性を生かしたまちづくりに積極的に取り組むためには、県民にとってより身近な市町で行うことが適当であると考えられます。特定施設の事前協議および届出の受付、指導助言等の事務は、基本的に市町において行います。これらの手続きの流れは、別図（条例に基づく事務手続きの流れ（建築物））のとおりです。

条例に基づく事務手続きの流れ（建築物） 滋賀-施設整備マニュアル別冊

#### ハ 適合証の交付

特定施設整備基準に適合した建築物等について、高齢者、障害者等だけでなく、だれもが円滑に利用できる施設であることを県民のみなさんに知ってもらうことにより、福祉のまちづくりについて関心を高めてもらうとともに、こうした情報によりあらゆる人々の行動範囲の拡大を図ることを目的として、設置者等からの請求に基づき「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例適合証」を交付します。

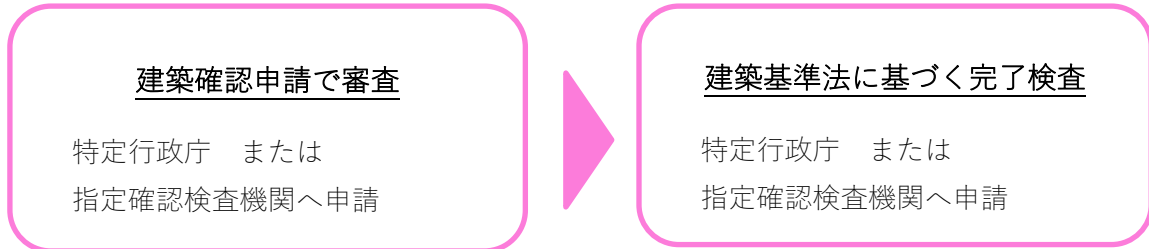
交付にあたっては、請求に基づき現地を調査した上で、整備基準に適合しているかどうかを確認します。

新築等の届け出に必要な提出書類 滋賀-施設整備マニュアル別冊



## [2] 基準適合義務

建築基準法関係法令として、建築確認申請において審査します。用途判断等については、建築主事又は指定確認検査機関にお問合せください。工事完了後は、建築基準法に基づく完了検査において、バリアフリー法および滋賀県建築基準条例※の内容についても検査を行います。



## [3] 基準適合努力義務

基準適合義務や基準適合努力義務、遵守義務のない施設であっても、高齢者・障害者をはじめ、すべての利用者が円滑に建築物を利用できるよう適切な整備にご協力いただきますようお願いいたします。

## [4] 事前協議

福祉滋賀のまちづくり条例第12条の規定に基づき、市町の福祉のまちづくり事前協議担当課との事前協議が必要です。

建築物の用途・規模によっては事前協議及び建築確認申請の手続きを必要とする場合があります。工事完了後は、建築基準法に基づく完了検査とは別に、福祉滋賀のまちづくり条例工事完了届を市町の福祉のまちづくり事前協議担当課へ提出してください。



担当課

滋賀県 HP→福祉のまちづくり条例→特定施設の新築工事等にかかる届出事務担当課

